

高レベル放射性廃棄物の処分に関する法的考察 —特定放射性廃棄物最終処分法制定をめぐつて

上智大学教授 小幡純子
おばた・じゅんこ

い至急の課題となっていた。

本稿では、高レベル放射性廃棄物の処分に向けて解決の第一歩として、本年六月に公布された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(3)を中心として、高レベル放射性廃棄物に対する対応の状況、その法的問題についてみていくこととする。このように原子力発電から生ずる放射性廃棄物問題は、避けては通れない積極的に取り組むべき課題である(1)。とりわけ、放射能レベルの高い放射性物質や、半減期が数百年以上の長半減期核種が含まれるいわゆる高レベル放射性廃棄物の処分は、技術的にも費用的にも困難を伴うことが予想されるが、これ以上問題を先送りにすることは、次世代の電気利用者に過大な負担を負わせることになるため(2)、二〇世紀中に解決のレールに載せなければならぬ

電の使用済燃料を再処理して新たな燃料となる資源を取り出しそれを核燃料としてさらに原子力発電を行う

という核燃料サイクル政策の下で、再処理後に残存する高レベル放射性廃棄物を処分する方針をとっている。

高レベル放射性廃棄物については、超長期にわたって人間の生活環境に影響を及ぼさないよう隔離することが必要とされるが、そのための処分方法としては、①宇宙処分(ロケットにより宇宙空間へ処分)、②水床処分(南極大陸などの氷床に処分)、③海洋底下処分(海洋底の堆積物中に処分)、④超長期地表管理(地表において超長期にわたり管理)、⑤地層処分(数百メートルより深い地層中に埋設)等が考えられたが、現在では、⑤の地層処分が最も好ましい

リスト

一 はじめに

原子力発電についていかなる立場をとるにせよ、わが国の原子力による電力供給が総発電電力量の約三分の一にのぼっている現実がある以上、このような原子力発電から生ずる放射性廃棄物問題は、避けては通れない。

二 これまでの高レベル放射性廃棄物問題

1 高レベル放射性廃棄物の処分方式

原子力発電の使用済燃料について表において超長期にわたり管理)、⑤地層処分(数百メートルより深い地層中に埋設)等が考えられたが、現在では、⑤の地層処分が最も好ましい

方策であるとするのが国際的に主流の考え方となっている(4)。

地層処分とは、高レベル放射性廃棄物を安定かつ取扱いの容易なガラス固化体(直径約四〇センチメートル、高さ約一三〇センチメートルの円筒)にして、三〇年から五〇年間冷却のため貯蔵した後、地下数百メートルの岩盤中に埋め込む処分である。地層処分においては、ガラス固化体を鋼製容器(オーバーパック)で囲んでから緩衝材(ヘントナイト)で固め、それを地層に埋設することによって、天然バリアで包むという多重バリアを施すことによって、人間環境に有意な影響が生じないよう人に生活環境から隔離することが目指されている(5)。

2000. 10. 1 (No. 1186)

アーリスト

2 高レベル放射性廃棄物の処分に関する諸外国の動向

ス、ドイツ等でも同様に、処分実施主体が設置され、処分費用についてもすでに手当てが開始されている。処分場の立地手続に関しても、アメリカは、ネバダ州ユッカマウンテンを処分候補地として選定して、二〇一〇年の処分開始を目指にサイト特性調査のための研究施設の建設を進めている（使用済燃料の直接処分の方式をとる）。ドイツでは、ゴアレー・ベンを処分場候補地として二〇〇八年には処分開始が予定されており、フランスは、一九九一年の放射性廃棄物管理の研究に関する法律に基づき、ガラス固化体の深地層処分のための地下研究施設について候補サイドを四ヵ所まで絞り込んだ状況にある（6）。

諸外国では、原子力発電の使用率が極めて高く、燃料の地層処分について早くから積極的な取組みがみられた。例えば、アメリカでは、一九八二年の放射性廃棄物政策法に基づきエネルギー省内部部局が処分実施主体となり、資金確保は一九八三年に開始されてい る。スウェーデン、スイス、フラン

このように、高レベル放射性廃棄物の地層処分については、少なくとも既に処分実施主体の設置及び処分費用の確保制度の導入がなされている国々が多く、立地手続に関しては最終処分候補地まですでに絞り込んでいるところもみられる。これに対応して、わが国においては、高レベル放射性廃棄物の最終処分を、いかなる主体が、どのような費用で行うか、処分場をどのように決めるか等について、法制度上の取組みが全くなされていない状況にあり、諸外国に比べて一〇年ないし二〇年余り遅れている状態であった(?)。

3 わが国の高レベル放射性廃棄物への従来の対応

現在、海外再処理から国内に返還されたガラス固化体は青森県六ヶ所村の施設等に貯蔵管理されているが、今後国内の再処理工場でも使用済燃料の再処理が行われ、さらにガラス固化体の本数は増大することになる。このような状況の下で、最終的に高レベル放射性廃棄物を処分するための国内的措置を整えることは至急の課題であったといえよう。

三 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する立法制定までの経緯

なされうるのみであった。

このような状況の下で、高レベル放射性廃棄物については、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成六年）において、処分方法として地層処分というシナリオが明示され、国は処分が適切かつ確実に行われることに対して責任を負うとともに処分の円滑な推進のために必要な施策を策定すること、処分事業の実施主体については、処分場の建設スケジュールを考慮し、二〇〇〇年を目安にその設立を図つていいことが適当であることが明示された（⁹）。その後、原子力委員会の下に設置された高レベル放射性廃棄物処分懇談会等によって高レベル放射性廃棄物処分の検討が進められ（¹⁰）、今回、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が二〇〇〇年五月に衆参両院で可決され、六月に公布されるに至ったものである。

する法律は、第一章～第八章、九四条、附則一七ヵ条から成つており、高レベル放射性廃棄物の特性にかんがみ、その最終処分の円滑な推進のために必要と考えられる新たな立法措置として、処分を計画的に遂行する手続の整備（立地選定手続の創設等）、処分実施主体の設立、処分費用の確保（最終処分費用の拠出制度の創設、拠出金管理法人の指定手続の整備等）等が定められた。

1 基本方針、最終処分計画、実施計画

通産大臣は、原子力委員会の意見を聴いて、高レベル放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるための高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を定める（三条）。この基本方針は、将来改定の可能性はないわけではないが、高レベル放射性廃棄物の最終処分のきわめて長期の計画を支える基本原則となると考えられる。この基本方針に即して、通産大臣は、五年ごとに一〇年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分計画を定める。同計画は、最終処分に関する基本計画ともいべきもので、立地の選

定、最終処分施設設置に関する事項、最終処分の実施方法等がここで定められることになる（四条）。

基本計画ではあるが、最終処分が長期にわたることから、定期的な計画の見直しがあらかじめ組み込まれていることは、この種の長期計画の硬直性を排するものとして妥当である。

この最終処分計画に従い、処分実施主体となる原子力発電環境整備機構（後述）は、最終処分の実施に関する計画（実施計画）を作成し、通産大臣の承認を得て（五条）、具体的な最終処分が実施されることになる。

2 処分実施主体

処分実施主体としては、通産大臣の認可を受けて設立される民間の認可法人として、原子力発電環境整備機構（以下、「機構」という）の設立が規定されている（三四条以下）⁽¹²⁾。機構は、前述の実施計画を作成した上で（五条）、三段階の立地選定プロセスを経て最終処分施設建設地を選定し、最終処分施設を建設し、最終処分業務を行い、最終処分終了後は施設の閉鎖・閉鎖後の処分施設が

所在した区域の管理を行うほか、拠出金の徵収等の業務を行う（五十六条）。機構は、施設閉鎖後の管理まで含め、非常に長期にわたる業務を行うことになるため、事業の終了時期は現段階では明確でなく、機構の解散については別に法律で定めるととされている（七一条）。また、途中で機構が業務を行うことができなくなる不測の事態に備えて業務の引継ぎについて別に法律で定めるととされている（七一条）。また、通産大臣が当該業務を行おう旨を定めし、必要な措置がとれるまでの間は通産大臣が当該業務を行おう旨を定めることなど（七四条）、業務の安定的継続を確保するための国の措置が規定されている。

3 処分費用の確保

最終処分実施業務に必要な費用は、発電用原子炉設置者からの拠出金（発電用原子炉の運転に伴って生ずる特定廃棄物の量に応じた額）で賄うこととされ（一一条）、拠出金の徵収については機構に強制徵収権が付与されている（一五条二項）⁽¹³⁾。徵収した拠出金については、透明性確保の見地から、機構が内部で管理するのではなく、最終処分積立金として別に設けた資金管理主体に積

4 立地選定手続

本法では、最終処分施設建設地を決定するためのプロセスとして、①第一段階の文献調査による「概要調査地区」の選定、②第二段階の概要調査による「精密調査地区」の選定、③第三段階の精密調査による「最終処分施設建設地の選定」の三段階の立地選定プロセスを定めている（三章）。

①は、文献調査対象地区について、文献その他の資料（航空写真、歩いた結果の知見なども文献になると考へられる）による文献調査を行

み立てることとされた（五八条）。最終処分積立金を管理する主体は、公益法人の中から「全国を通じて一個に限り」通産大臣が指定した指定法人（六章、七五条以下）とされる。

この資金管理法人は、最終処分積立金の管理、取り戻された最終処分積立金が確実に最終処分業務の実施に必要な費用に支出されることの確認等の業務を行うが（七五条）、最終処分積立金の運用は、法律上、国債、銀行預金等に限られており（七九条）、運用上の安全が図られている。

リスト

2000.10.1 (No. 1186)

い、地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がないこと、将来にわたって地震等の自然現象による地層の著しい変動が生ずるおそれがないと見込まれること（周辺地層のデータから類推等）等の要件に適合しているものの中から、概要調査地区を選定するプロセスである（六条二項）。

②は、①で選定された概要調査地区を対象に、ボーリングの実施等による概要調査を行い、当該対象地層等において地震等の自然現象による地層の著しい変動が長期間生じていないこと、当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないこと、活断層、破碎帯又は地下水の水流があるときはこれらが坑道・地下施設に悪影響を及ぼすおそれがないと見込まれること等の要件に適合しているものの中から、精密調査地区を選定するものである（七条）。

③は、②で選定された精密調査地区を対象に、地層内に必要な測定・試験を行う施設を設置して精密調査を行い、地下施設が異常な圧力を受けるおそれがないと見込まれることその他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると

見込まれること、地下施設が異常な腐食作用を受けるおそれがないと見込まれることその他の地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること、地下水又はその水流が地下施設の機能に障害を及ぼすおそれがないと見込まれること等の要件に適合しているものの中から、最終処分施設建設地を選定するプロセスである（八条）。

三つの選定行為のいずれについても、機構は実施計画の変更という形で通産大臣の承認を得ることが必要とされ（六条三項）、国としても、各選定された所在地を最終処分計画に定めることになる（四条五項）。最終処分施設建設地が選定され、実際に最終処分が実施されるまでには相当な年数がかかると想定されるが、目下のところ、最終処分開始は平成四〇年代後半が目途とされている（¹⁴）。

5 最終処分施設の保護、最終処分業務の安全規制

本法では、立地選定手続に関わる法整備が中心とされているが、最終処分の実施に関連する事項としてその他の事項が含まれることが前提とされているが（三条三項・四条三

度が設けられた（二二条以下）。通産大臣は、機構の申請に基づき、最終処分施設を保護するため必要な立体的な区域を「保護区域」として指定し、そこで土地掘削を制限し、鉱業権の取消し等を行うことができる

ものと考えられよう。

最終処分業務を行う場合の安全確保のための規制については、本法は別に法律で定めることとしている（二〇条）¹⁷。最終処分施設に高レベル放射性廃棄物が搬入される処分の実施はかなり先のスケジュール（平成四〇年代後半）になるため、安規定がおかれており、このような保護区域の設定は、最終処分の実施中にとどまらず、最終処分施設閉鎖後ににおいても、ほぼ永久的に必要とされることがになろう（¹⁵）。保護区域の範囲については最終処分施設設置前に決定されることになろうが、地層に決定されることになろうが、地層処分は、天然バリアを含む多重バリアによって高レベル放射性廃棄物の人間環境からの永続的隔離を確保する処分であることにかんがみると、自然の地層である天然バリア部分については将来に向かっても侵害されなければならないよう保護区域として設定すべきことになるとと思われる（¹⁶）。この点は、最終処分の業務の安全規制というより、立地される地域の土地自体にかかわり、地層処分の本体

と密接にかかわる実質を有するものと考えられるため、本法で当初から立体区域保護の制度が明確化されたものとを考えられよう。

最終処分業務を行った場合の安全確保のための規制については、本法は別に法律で定めることとしている（二〇条）¹⁷。最終処分施設に高レベル放射性廃棄物が搬入される処分の実施はかなり先のスケジュール（平成四〇年代後半）になるため、安規定がおかれており、このような保護区域の設定は、最終処分の実施中にとどまらず、最終処分施設閉鎖後ににおいても、ほぼ永久的に必要とされることがになろう（¹⁵）。保護区域の範囲については最終処分施設設置前に決定されることになろうが、地層に決定されることになろうが、地層処分は、天然バリアを含む多重バリアによって高レベル放射性廃棄物の人間環境からの永続的隔離を確保する処分であることにかんがみると、自然の地層である天然バリア部分については将来に向かっても侵害されなければならないよう保護区域として設定すべきことになるとと思われる（¹⁶）。この点は、最終処分の業務の安全規制というより、立地される地域の土地自体にかかわり、地層処分の本体

と密接にかかわる実質を有するものと考えられるため、本法で当初から立体区域保護の制度が明確化されたものとを考えられよう。

最終処分業務を行った場合の安全確保のための規制については、本法は別に法律で定めることとしている（二〇条）¹⁷。最終処分施設に高レベル放射性廃棄物が搬入される処分の実施はかなり先のスケジュール（平成四〇年代後半）になるため、安規定がおかれており、このような保護区域の設定は、最終処分の実施中にとどまらず、最終処分施設閉鎖後ににおいても、ほぼ永久的に必要とされることがになろう（¹⁵）。保護区域の範囲については最終処分施設設置前に決定されることになろうが、地層に決定されることになろうが、地層処分は、天然バリアを含む多重バリアによって高レベル放射性廃棄物の人間環境からの永続的隔離を確保する処分であることにかんがみると、自然の地層である天然バリア部分については将来に向かっても侵害されなければならないよう保護区域として設定すべきことになるとと思われる（¹⁶）。この点は、最終処分の業務の安全規制というより、立地される地域の土地自体にかかわり、地層処分の本体

リスト

項目で、この点については原子力安全委員会の意見を聴くこととされている)、このでの安全確保のための規制が、後に法律で規定される最終処分業務の安全確保のための規制とのよう区別されるのか、全く同じものなのか等について、明確化される必要があるようと思われる。

五 高レベル放射性廃棄物 処分の今後の課題

本法は、高レベル放射性廃棄物処分に向けての出発点にすぎず、現実の処分プロセスは非常に先の長いスケジュールとなっている。平成四〇年代後半には最終処分を開始する予定とされているが、ガラス固化体を搬入後埋め戻して最終処分施設を開鎖するのが何時になるのか、閉鎖後の措置はどうするのか等について、これは、今後の検討に委ねられるに違いない(18)。最終処分施設閉鎖後は、地表上部や他地域からの掘削等により天然バリアを損傷したり掘り返されたりしないよう維持できれば、本来管理行為は不要と考えられているが、このような状態をほぼ永続的に保つためにいかなる手段がとりうる

のか——本法では、前述の保護区域の制度のほか、通産大臣が「記録を永久に保存しなければならない」とする規定がおかれているが(二八条二項)、さらに恒久的なモニュメント・標識の設置等が考えられよう(19)——についても、今後検討すべき課題となろう。

本法は、高レベル放射性廃棄物の地層処分のための立地選定手続として、通常の施設の立地とは異なり、三段階の選定プロセスを法律上明記しているのが特色である。高レベル放射性廃棄物の地層処分は、当該地層の有する天然バリアとしての機能を必要としていることから、超長期にわたる安全性を確保するために、は、当該地層の安定性が求められるだけでなく、地層処分に適しているか否かの審査(サイト特性調査)を行う必要があり、サイト選定は、安全な地層処分を行うための重要な要素をなしている。このようないかだらかの審査(サイト特性調査)を尊重することとされているが(四条五項)、関係住民に対して十分な情報開示し、意見を聴き、納得できる論拠を示し理解を求めながら、その意見を反映してプロセスを進めていくことが、機構・国に求められるところになる(20)。

文献調査による概要調査地区の選定、概要調査による精密調査地区の選定、精査による最終処分施設建設地の選定と進むプロセスは、調査の密度を各段階毎に深めていくことによって、最終立地選定へと収斂していく大きな計画確定手続の流れの承認、国の最終処分計画の改定によって、各段階毎に区切りをつけて次のプロセスに進むことになる。このような明確な計画手続が法定化されることは、決定手続の透明化という観点から望ましいことであり、各選定過程において地域住民の理解増進のために十分な参加手続を経た上で、次のステップに進んでいくことが必要であろう。とりわけ、概要調査地区等の選定に当たっては、当該地区を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重することとされているが(四条五項)、関係住民に対して十分な情報開示し、意見を聴き、納得できる論拠を示し理解を求めながら、その意見を反映してプロセスを進めていくことが、機構・国に求められるところになる(21)。

(1) 放射性廃棄物問題に関する前田陽一「放射性廃棄物に関する法と課題」シリコン・環境問題の行方(三四四頁参照)。

(2) 「廃棄物を発生させている現代が、可能な限り廃棄物を管理する責任を負うべきである」とする US National Research Council, "The Disposal of Radioactive Waste Management on Land", National Academy of Sciences, National Research Council, 1957.

(3) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律では、「高レベル放射性廃棄物」という用語を用い、「特定放射性廃棄物」として、「使用済燃料の再処理後に残存す

ることとともにとどまらず、その半減期がきわめて長い核種が含まれていることから、ほぼ永久的な超長期の安全性を担保するため、その地層処分が安全・確実に行われることが強く要請される。今般、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が制定されたことは、わが国もようやく懸念の問題解決に向けて始動したことと示すものもある。今後は、本法の手順に則り、国民的理解を得ながら、透明・公正な立地選定手続を進めいくことになるが、現時点では明確にされていないシナリオについても可能な限り早期に地域住民に示すことによって、十分な理解を得た上で立地選定が行われることが望まれよう(21)。

2000. 10. 1 (No. 1186)

リスト

る物を固型化したものと「(一)条一項」と定義している。「使用済燃料の再処理後」とは、使用済燃料（発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後をいう。(二)条四項)。

(4) OECD/NEA, NEA Group of Experts, "Objectives, Concepts and Strategies for The Management of Radioactive Waste Arising from Nuclear Power Programs", 1977 (通称「Polvani レポート」)。①はロケット技術の信頼性の問題、②は南極条約による禁止、③はロンドン条約による禁止などによりそれぞれ不適切とされ、④は将来の超長期にわたる世代に監視の負担を負わせることになるため不適切であるとされた。そのほか、核種分離・消滅処理などの方法も挙げられていたが、技術的な困難等から、⑤の地層処分が最も進歩した解決方法であるとされた。(総合エネルギー調査会原子力部会中間報告〔平成一年三月〕参照)。

(5) とりわけ、放射性核種が地下水を介して人間環境に有意な影響を及ぼさないよう環境安全が確認されることが必要とされている(前掲総合エネルギー調査会原子力部会中間報告)。

(6) 前掲・注(4)総合エネルギー調査会原子力部会中間報告。なお、フランスの放射性廃棄物管理の研究に関する法律について、拙稿「高レベル放射性廃棄物処理・処分に向けてのフランスの立法化」日本エネルギー法研究所一九九五年二月規制班報告書「廃炉措置および高レベル廃棄物処分の法制および問題点」第二編第四章。

燃料として使用した核燃料物質)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後をいう。(二)条四項)。

(4) OECD/NEA, NEA Group of Experts, "Objectives, Concepts and Strategies for The Management of Radioactive Waste Arising from Nuclear Power Programs", 1977 (通称「Polvani レポート」)。①はロケット技術の信頼性の問題、②は南極条約による禁止、③はロンドン条約による禁止などによりそれぞれ不適切とされ、④は将来の超長期にわたる世代に監視の負担を負わせることになるため不適切であるとされた。そのほか、核種分離・消滅処理などの方法も挙げられていたが、技術的な困難等から、⑤の地層処分が最も進歩した解決方法であるとされた。(総合エネルギー調査会原子力部会中間報告〔平成一年三月〕参照)。

(5) とりわけ、放射性核種が地下水を介して人間環境に有意な影響を及ぼさないよう環境安全が確認されることが必要とされている(前掲総合エネルギー調査会原子力部会中間報告)。

(6) 前掲・注(4)総合エネルギー調査会原子力部会中間報告。なお、フランスの放射性廃棄物管理の研究に関する法律について、拙稿「高レベル放射性廃棄物処理・処分に向けてのフランスの立法化」日本エネルギー法研究所一九九五年二月規制班報告書「廃炉措置および高レベル廃棄物処分の法制および問題点」第二編第四章。

(7) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」についての法律案提案通商産業省説明資料。

(8) 一九九五年四月と一九九八年三月の返送の際に、高レベル放射性廃棄物の返送に関する国との取組みが遅れていること等を理由に、青森県知事がむつ小川原港の

固化体の陸揚げが遅れる事態が生じた。

(9) この新長計に基づいて、平成五年に設置された高レベル事業推進準備会(略称SHP)において、具体的に実施主体のあり方についての検討やその設立に向けた準備が進められた。

(10) 原子力委員会の下に設置された「高レベル放射性廃棄物処分懇談会」は、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」(平成一〇年五月)を示し、平成一年三月、総合エネルギー調査会原子力部会中間報告〔平成一年三月〕(参考)。

「高レベル放射性廃棄物処分懇談会」は、平成一〇年代前半を日途に精密調査地区を選定し、平成三〇年代後半を日途に最終処分施設建設地を選定する案が考えられている(最終処分計画の案)。

(11) 深地層にガラス固化体を埋設した上部の地表面については、通常の土地利用を行った。我が国の状況について、拙稿

"Legal Considerations Regarding the Current Situation of High Level Radioactive Waste in Japan" UNCLEAR INTER JURA 95 INLA p. 587.

(12) 最終処分とは、地下三〇〇メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないよう必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。(二)条一項)とされた。

(13) 本法上は、機構は唯一のものではなく、複数設置される可能性があるが、現時点では、実際上、高レベル放射性廃棄物

の最終処分を実施する主体としては一つの機構で足りるのではないかと思われる。

(14) 最終処分施設は、年間約一〇〇〇万本、総計約四万本のガラス固化体を最終処分することができる規模とされる予定である。四万本の処分費用は概ね三兆円程度と等を理由に、青森県知事がむつ小川原港の

固化体の陸揚げが遅れる事態が生じた。

(15) 前田・前掲注(1)論文二三七頁参照。

(16) 前田・前掲注(1)論文二三七頁参照。

(17) 前田・前掲注(1)論文二三七頁参照。

(18) 本法は、機構の業務として施設開

鎖後の管理(五六条四号)も掲げているが、管理行為としていかなる行為をいつまで行うのかは明確にされていない。

(19) 前田・前掲注(1)論文二三七頁参照。

(20) 各選定プロセスは、一つの大きな立地手続の流れの中に位置づけられるが、一つの選定プロセス、とりわけ、精密調査地区における精密調査は、単なる一準備段階というより、それ自体が一〇年近く

継続するかなり大きな事業でもある。この段階では放射性廃棄物は入らないが、深地層の調査のために、掘削して施設を設置す

ることが必要となるため、当該事業自身

に対して独立して環境アセスメント等が必要となるかについては別考慮の余地がある

(環境アセスメント条例によつては、アセスの対象に入り、また環境アセスメント法のレベルでも今後政令の改正等で対象と

される可能性も存する。なお、環境アセスメントでは放射性物質については対象外と

されているが、土地の形質変更による通常の環境への影響はアセスの対象となる)。

(21) 立地選定プロセス開始から最終処分施設閉鎖に至るまでは、かなり長期にわたるため、その間の技術的見の変化に的確に対応できるような柔軟性を備えておくことも必要となる。

(22) 本法上は、機構は唯一のものではなく、複数設置される可能性があるが、現時点では、実際上、高レベル放射性廃棄物